

合併処理浄化槽

維持管理費補助金制度

4月から受け付け開始

問 まちづくり課 下水道係 ☎77-3924

浄化槽の効果的な利用には、浄化槽法で定められた保守点検、清掃、法定検査を実施することが必要です。
町では、合併処理浄化槽の適正な維持管理をしている方に、維持管理費の一部を助成しています。

対象者・補助金額

■対象者 芝山町に住所を有する方で、住宅に設置した10人槽以下の合併処理浄化槽を適正に維持管理している方

■補助金額 毎年1回 1万円

対象とならない方

- ・浄化槽の設置届をせずに合併処理浄化槽を設置した方
- ・建築確認を受けずに合併処理浄化槽を設置した方
- ・水質に関する検査（法定検査）を受けていない方
- ・合併処理浄化槽の水質検査の結果が不適正と判定された方
- ・千葉県浄化槽取扱指導要綱を遵守していない方
- ・賃貸など営利を目的とした住宅に合併処理浄化槽を設置した方

・町税を滞納している方

補助対象となる経費

- ・合併処理浄化槽の維持管理にかかる保守点検費（※1）
- ・法定検査費用（※2）

補助対象とならない経費

- ・トイレの汚水のみを処理する単独処理浄化槽の維持管理費
- ・汚泥の汲取り（清掃）にかかる費用

受付期限・申請の方法

■受付期限 9月30日(火)

■申請方法 役場まちづくり課下水道係備え付けの申請用紙、または町ホームページから印刷した申請書類に、必要書類を添えて申請してください。

て申請してください。

■申請に必要なもの

- ①維持管理に関する契約を証明する書類の写し
 - ②平成25年度中に法定検査を受検し、適正であったことを証明する書類の写しと領収書の写し
 - ③平成25年度中に保守点検を実施した記録票の写しと領収書の写し
 - ④申請者名義の預金通帳（または口座番号がわかるもの）
 - ⑤印鑑
- ※必要書類を一部でも紛失してしまった方は、検査依頼先に連絡し、再発行してください。

ポイント

◎補助の対象

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に受けた法定検査・保守点検にかかる費用

◎申請期間

4月1日(火)から9月30日(火)まで

※1 保守点検とは

浄化槽のさまざまな装置が正常に作動しているか点検し、装置の調整・修理、汚泥などの引き抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補充などを行います。

保守点検の作業には技術上の基準があり、専門的知識や技能、専用の器具機材が必要です。県知事登録をしている保守点検資格のある業者に作業を委託することをおすすめします（年3回以上、点検費は有料）。

◎保守点検に関する問合せ

（一社）千葉県環境保全センター

※2 法定検査とは

浄化槽が適正に維持管理され、本来の機能が発揮されているかを確認する重要な検査です。毎年1回、検査を受けることが法律で定められています。検査は、公的な検査機関が行います（11条検査 年1回 5千円）。

◎法定検査に関する問合せ

（公社）千葉県浄化槽検査センター
☎043-246-6283



納税は口座振替で！

便利で安心

町民税務課 収税係 ☎77-3916

口座振替納税は、一度お申し込みいただければ、指定した金融機関やゆうちょ銀行（郵便局）の口座から、納期限の日引き落としとして納税する便利な制度です。

口座振替納税を利用すると

- ・ 役場や金融機関などにわざわざ出かける必要がありません。
- ・ 納期に自動的に引き落としになるので、納め忘れがなくなります。

申込み方法

○申込み場所

口座振替を利用する各金融機関など、またはゆうちょ銀行（郵便局）の窓口

○必要なもの

- ・ 通帳
- ・ 金融機関届出の印鑑
- ・ 口座振替依頼書
- 口座振替依頼書の設置場所

・ 芝山町役場

・ 町内の金融機関

・ 芝山町ホームページ

※ゆうちょ銀行ご利用の方は様式が異なりますので、芝山町役場またはゆうちょ銀行窓口へ



固定資産税課税台帳 4月1日から縦覧できます

町民税務課 課税係 ☎77-3915

縦覧と閲覧の際に行う本人確認には、運転免許証または健康保険証などが必要です。また、代理人の方は必要書類をご確認のうえご来庁ください。

縦覧

自己所有資産の評価額が適正であるか確認をしていただく制度です。その趣旨からはずれる場合はお断りすることがあります。

■期間 4月1日(火)～4月30日(水)

(土・日・祝祭日を除く)

■場所 役場町民税務課 課税係

■手数料 無料

■縦覧できる方

- ① 町内に土地や家屋を所有する納税義務者および同居の親族など
- ② 納税管理人

閲覧

「固定資産課税台帳」により固定資産税の課税内容を確認するもので、本人の所有する物件のみ閲覧できます。

■期間 通年。平成26年度分は4月1日(火)から(土・日・祝祭日を除く)

■場所 役場町民税務課 課税係

■手数料 縦覧期間中は無料。その他の期間は有料。

■閲覧できる方

- ① 町内に土地や家屋を所有する納税義務者および同居の親族など
- ② 納税管理人
- ③ 借地人および借家人など
- ④ 固定資産を処分する権利を有する方

縦覧・閲覧に必要なもの

- ・ 納税義務者の本人確認書類
- ・ 代理人の場合は委任状と、代理人の本人確認書類
- ・ 法人の場合は、代表者印を押印した申請書または委任状
- ・ 借地人や借家人などその他の場合は、閲覧する権利を有することがわかるもの（賃貸借契約書、不動産登記簿など）と、申請者の本人確認書類
- ・ 印鑑

※本人確認書類：
運転免許証、健康保険証など